（さ）
サリチゾン坐薬750　750mg 1個
（し）
消毒用エアルコール　10mL
※消毒用イソプロアルコール．50（日医工ファーマ）　50%10mL
※消毒用イソプロアルコール．70（日医工ファーマ）　70%10mL
（す）
トクダームテープ6㎎／㎠　(0.3mg) 5cm×10cm
トクダームテープ6㎎／㎠　(0.45mg) 7.5cm×10cm
（せ）
ハイポエタノール消毒液2%「日医工」　10mL
（そ）
ビスオDS軟膏0.1%　0.1% 1g
（ふ）
フォルテガード錠口腔用5mg　5mg 1錠
※プレドニゾロン軟膏（0.5%）（東興）　0.5% 1g
（ほ）
ポビドンヨード液10%「日医工」　10%10mL
（ゆ）
ユニプロン坐剤50　50mg 1個
ユニプロン坐剤100　100mg 1個

○経済産業省告示第二百五十号

関係法令の規定に基づき、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充

高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示

高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和五十六年通商産業省告示第五百十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条本文中「ただし」の下に「、鋼管ブレースに必要な補強をしている場合は第三号ハの計算を」を加え、同条第三号に次のように加える。

ハ　ブレースの交差部分に生じる応力（鋼管ブレースの場合に限る。）

(1)　引張応力

$\sigma_t = \sigma_r + \sigma_c \cos(2\theta)$

この算式においてσ_t、σ_r、σ_c及びθは、それぞれ次の値を表すものとする。

σ_t　ブレースの交差部分に生じる引張応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

σ_r　引張応力が生じる鋼管ブレースにおけるイに規定する値

σ_c　圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

θ　第二号イ(1)に規定する値

(2)　せん断応力

$\tau = \sigma_c \sin(2\theta)$

この算式においてτ、σ_c及びθは、それぞれ次の値を表すものとする。

τ　ブレースの交差部分に生じるせん断応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

σ_c　圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

θ　第二号イ(1)に規定する値

第十六条第三号イの表(b)を次のように改める。

組合せ応力の種類	判定式
圧縮応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_c}{f_c} + \frac{\sigma_b}{f_b} \leqq 1$
引張応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_t}{f_t} + \frac{\sigma_b}{f_b} \leqq 1$
圧縮応力、曲げ応力及びせん断応力の組合せ	$\sqrt{(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2} \leqq f_t$
引張応力及びせん断応力の組合せ（鋼管ブレースの交差部分に限る。）	$\sqrt{\sigma_t^2 + 3\tau^2} \leqq f_t$
引張応力及びせん断応力の組合せ（基礎ボルトに限る。）	$\frac{\sigma_t + 1.6\tau}{1.4} \leqq f_t$

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの告示の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物についてのこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百五十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	兵庫県佐用郡佐用町西下野字小坪一〇番七	平成二十五年十一月三十日〇時

○国土交通省告示第千百六十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	秋田県鹿角郡小坂町小坂字向田表八四番六から同県鹿角郡小坂町小坂字田沢五番一九まで	平成二十五年十一月三十日十五時三十分